

## 始良市公告第 46 号

始良市蒲生複合新庁舎建設基本設計業務について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和 2 年 11 月 13 日

始良市長 湯元 敏浩



### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

始良市蒲生複合新庁舎建設基本設計業務委託

#### (2) 業務内容

本業務は、「始良市蒲生総合支所庁舎建設基本計画」に基づき、行政機能と各施設を備えた複合新庁舎の建設及びこれに附帯する設備・外構等の基本設計を委託するものである。受注者は、必要に応じて、複合庁舎建設庁内検討委員会のほか、次の会議等に参加して技術的な説明、助言等を行うこととする。また、発注者とともに市民参画の場を設け、その際に必要な資料等の作成、意見を取りまとめ、市民の意向を予算の範囲内で基本計画に附加する内容で設計に反映させる。なお、市民の意向については、委託業務期間中に概ね次のような会議等を実施して聴取することとする。

|                    |       |
|--------------------|-------|
| ア 始良市複合庁舎建設庁内検討委員会 | 2 回程度 |
| イ 市民説明会            | 3 回程度 |
| ウ 市民ワークショップ        | 3 回程度 |

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 3 年 9 月 30 日（木）まで

#### (4) 契約限度額

9,519,400 円（消費税及び地方消費税含む。）

### 2 設計者選定の概要

#### (1) プロポーザルの名称

始良市蒲生複合新庁舎建設基本設計業務プロポーザル

#### (2) 選定方式

公募型プロポーザル方式

#### (3) 主催

鹿児島県始良市

#### (4) 事務局

始良市 総務部 行政管理課 庁舎建設係

〒899-5294 鹿児島県始良市加治木町本町 253 番地

電話番号 0995-66-3075 (直通)

FAX 番号 0995-62-3699

メールアドレス [tyosha@city.aira.lg.jp](mailto:tyosha@city.aira.lg.jp)

始良市ホームページ (以下「市ホームページ」という。)

[http://www.city.aira.lg.jp/tyosha/tyosha\\_kensetu.html](http://www.city.aira.lg.jp/tyosha/tyosha_kensetu.html)

(5) プロポーザルの審査

設計者の選定は、公平性、透明性及び客観性を確保するため、別に定める始良市複合新庁舎建設設計業務委託事業者選定委員会 (以下「選定委員会」という。) の評価に基づき、次の3段階で審査する。なお、選定委員会の委員については二次審査当日まで公表しない。

ア 参加資格審査

参加表明書等について、参加資格を有する者であることを審査する。

イ 一次審査

参加表明書等及び技術提案書を審査する。

ウ 二次審査

公開によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、技術提案書の提案内容の妥当性・的確性・独創性・実現性などを審査する。

※プレゼンテーション及びヒアリングの公開については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により非公開とする場合がある。

エ 審査結果の公表

審査結果は市ホームページにおいて公表する。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者 (以下「参加者」という。) は、次のいずれにも該当する単体企業又はその単体企業を代表とする共同企業体 (以下「共同企業体」という。) とする。当該要件は、特別の定めがある場合を除き、参加表明書の提出時点において満たしておくこととする。

(1) 参加資格

ア 鹿児島県内に本社を置き、平成22年4月1日以降に、基本計画において想定する同種又は類似の公共施設 (延床面積500平方メートル以上) の新築又は改築の基本設計又は実施設計に関する業務を元請として履行が完了した実績を有すること。

イ 参加できる単体企業は、一級建築士3人以上を雇用していること。また、共同企業体の場合は、一級建築士3人以上とし、代表構成員は一級建築士2人以上を有する者とする。

ウ 市民ワークショップの運営など、市民参画による公共施設づくりについての経験及び能力を有すること。

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

オ 公告の日から契約日までの間のいずれの日においても、始良市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要領（平成 22 年訓令第 56 号）（以下「指名停止要領」という。）による指名停止の措置を受けていないこと。

カ 公告の日から契約日までの間のいずれの日においても、指名停止要領別表第 1 各号又は別表第 2 各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

キ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

ク 建築士法第 10 条第 1 項の規定に該当しないこと。

ケ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）こと。

コ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）こと。

サ 国税（法人の場合は法人税及び消費税、個人の場合は所得税及び消費税）に滞納がないこと。

(2) 配置技術者等の資格

参加者は、本業務に関して次のとおり技術者を配置すること。

ア 参加者と直接的雇用関係を有する管理技術者を 1 人配置すること。

イ 管理技術者は、平成 22 年 4 月 1 日以降に、基本計画において想定する同種又は類似の公共施設（延床面積 500 平方メートル以上）の新築又は改築の基本設計又は実施設計を完了した実績を有すること。

ウ 総合、構造、電気設備、機械設備及び積算の各主任技術者を 1 人ずつ配置すること。

エ 管理技術者及び各主任技術者は、次の資格及び実務要件を満たすこと。

(ア) 管理技術者及び総合主任技術者は、参加者と直接的雇用関係がある一級建築士の資格を有する者とし、かつ、建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。

(イ) 構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有し、かつ、建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること。

(ロ) 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士の資格を有し、かつ、建築士法第 22 条の 2 に定める定期講習を受講していること。

(ハ) 積算主任技術者は、公益社団法人 日本建築積算協会の認定を受けた建築積算士または建築コスト管理士の資格を有していること。

(ハ) 管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は、他の主任技術者を兼任してはならない。

オ 管理技術者と総合主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力事務所）（以下「協力者」という。）を加えることができる。

カ 本要領に基づき提出した書類（様式第5号から第10号まで）に記載した配置予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、死亡、傷病、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を得た上で、変更を認めるものとする。

(3) 共同企業体の資格

ア 共同企業体の構成員の数は2ないし3者とする。

イ 構成員は5(1)エからサの資格を満たす者であること。

ウ 代表構成員は5(1)アからサの資格を満たす者であり、共同企業体において中心的役割を担う履行能力を有していること。

エ 構成員は、本プロポーザルにおける他の構成員及び他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。

(4) 参加に対する制限

ア 参加者1者につき1提案とする。ただし、同時期に本市が実施する「始良市加治木複合新庁舎建設基本設計業務委託」に提案することは可能とする。

イ 協力者は、他の参加者の協力者を兼ねることができるが、協力者自身が参加者として本プロポーザルに応募することはできない。

ウ 協力者は、5(1)ケからサの資格を満たす者であること。

エ 次に該当する者は、参加資格要件を満たす者であっても、本プロポーザルに参加できない。

(ア) 選定委員会の委員又は委員の3親等以内の親族

(イ) 選定委員会の委員又は委員の3親等以内の親族が主宰、役員又は顧問をしている営利組織に属する者

(ロ) 選定委員会の委員又は委員の3親等以内の親族が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者（「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

(ハ) 選定委員会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に属している者

(5) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

ア 選定委員会の委員及び事務局関係者に直接又は間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求を行ったと選定委員会が認める場合（本要領に定める手続きに関するものは除く。）

イ 審査の公平性に影響を与える行為があると選定委員会が認める場合

ウ 本要領の規定に違反するなど選定委員会が不適格と認める場合

エ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

(7) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

(i) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

(ii) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(5) 虚偽の記載がある場合（契約締結後に事実関係が判明した場合において  
も同様とする。）

#### 4 設計者選定のスケジュール

本プロポーザルは下表により実施する。

また、日程に変更がある場合は、市ホームページ等により公表するものとする。

|         | 項 目                  | 日 程                                |
|---------|----------------------|------------------------------------|
| 参加資格審査等 | プロポーザル開始の公告          | 令和2年11月13日（金）                      |
|         | 実施要領等の交付             | 令和2年11月13日（金）から                    |
|         | 参加表明手続に関する<br>質問の受付  | 令和2年11月13日（金）から<br>令和2年11月20日（金）まで |
|         | 回答（公表）               | 令和2年11月25日（水）                      |
|         | 参加表明書等の受付            | 令和2年11月13日（金）から<br>令和2年11月27日（金）まで |
|         | 参加資格審査               | 令和2年11月30日（月）まで                    |
|         | 審査結果の通知              | 令和2年12月4日（金）                       |
|         | 基本設計業務委託特記仕様書<br>の配布 | 令和2年12月7日（月）から                     |
| 一次審査等   | 技術提案書等に関する<br>質問の受付  | 令和2年12月7日（月）から<br>令和2年12月11日（金）まで  |
|         | 回答（公表）               | 令和2年12月15日（火）                      |
|         | 技術提案書等の受付            | 令和2年12月15日（火）から<br>令和3年1月15日（金）まで  |
|         | 一次審査                 | 令和3年1月24日（日）                       |
|         | 審査結果の公表              | 令和3年1月25日（月）                       |

